

# 特定都市河川指定流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。



黒瀬川及びその支川が特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、呉市及び東広島市の許可が必要（貯留・浸透施設の整備）になります。

この雨水浸透阻害行為の許可制度は、新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出すると、流域の浸水被害を高めることにつながるため、流出する雨水量が増えるおそれのある一定規模の以上の行為に対して、その対策を義務付けるものです。

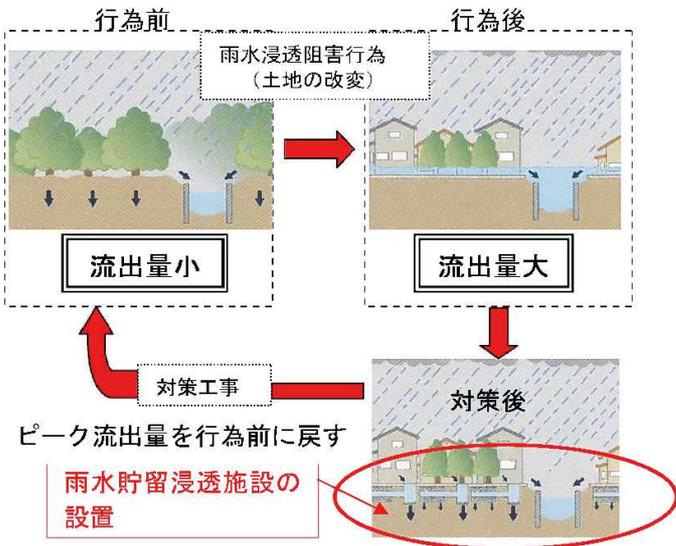
## 次のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には…



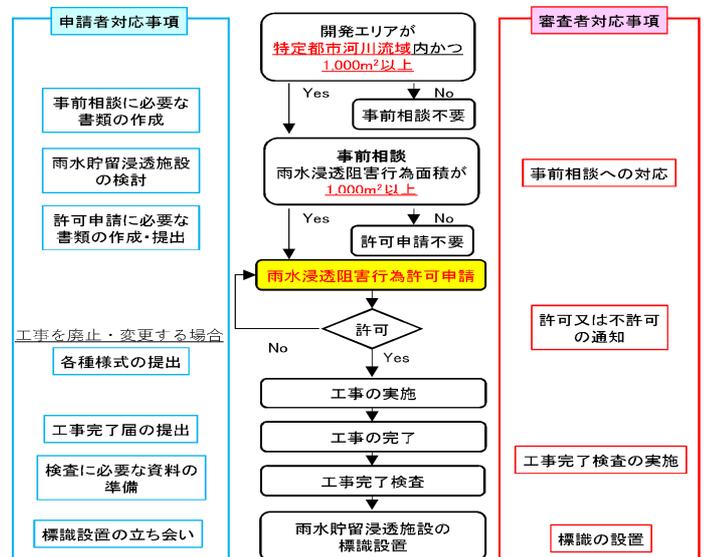
## 河川に流れ込む量を抑制するために雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要



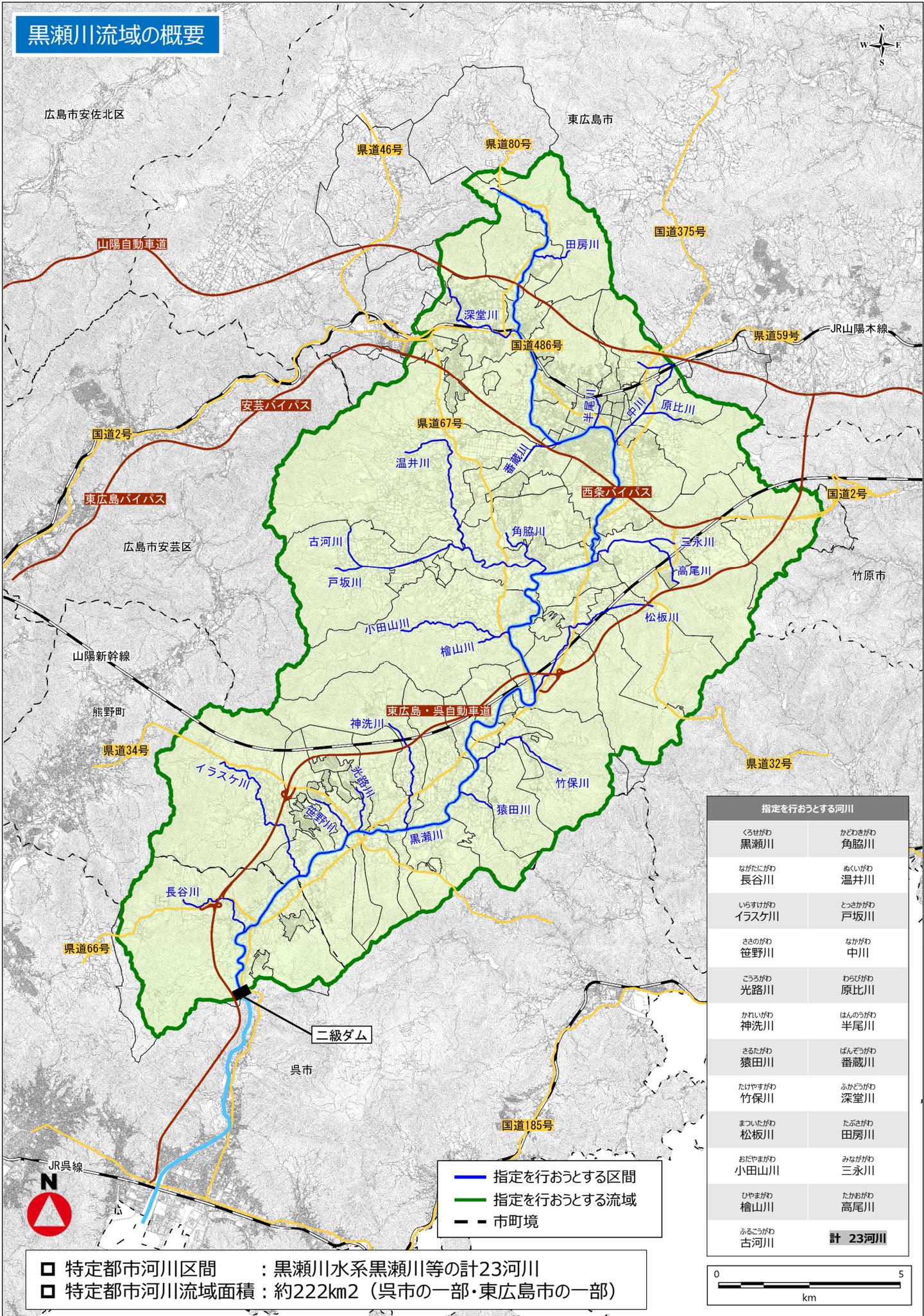
### 対策の概念



### 手続きフロー図



# 黒瀬川流域の概要



指定を行おうとする河川	
くろせがわ 黒瀬川	かどわかがわ 角脇川
ながたにがわ 長谷川	ぬいがわ 温井川
いらすがわ イラスケ川	とさかがわ 戸坂川
ささのがわ 笹野川	なかがわ 中川
こうろがわ 光路川	わらびがわ 原比川
かれいがわ 神洗川	ほんのうがわ 半尾川
さるたがわ 猿田川	ばんぞがわ 番蔵川
たけやすがわ 竹保川	ふかどがわ 深堂川
まついたがわ 松板川	たぶさがわ 田房川
おだやまがわ 小田山川	みながわ 三永川
ひやまがわ 檜山川	たかおがわ 高尾川
ふるこうがわ 古河川	<b>計 23河川</b>

— 指定を行おうとする区間  
— 指定を行おうとする流域  
— 市町境

特定都市河川区間 : 黒瀬川水系黒瀬川等の計23河川  
 特定都市河川流域面積 : 約222km<sup>2</sup> (呉市の一部・東広島市の一部)

